

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク
(立地環境)

二宮町は神奈川県南西部の相模湾に面した温暖で自然に恵まれた立地環境である。町の北部はなだらかな丘陵地が東西に伸びており、町の中央部を葛川が、西部を中村川が流れている。

産業構造は、第1次産業の割合が0.5%、第2次産業の割合が12.6%、第3次産業の割合が86.9%で、そのほとんどが小規模企業である。

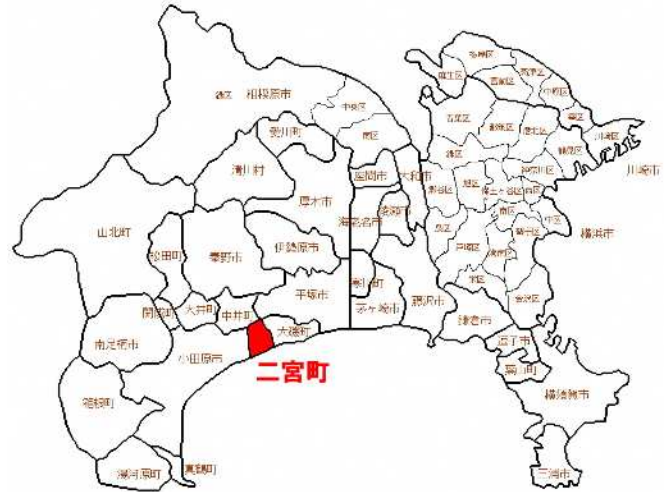
(洪水：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、葛川と中村川において洪水浸水想定区域があり、「①計画規模降雨」と「②想定最大規模降雨」によって想定区域図を示している。

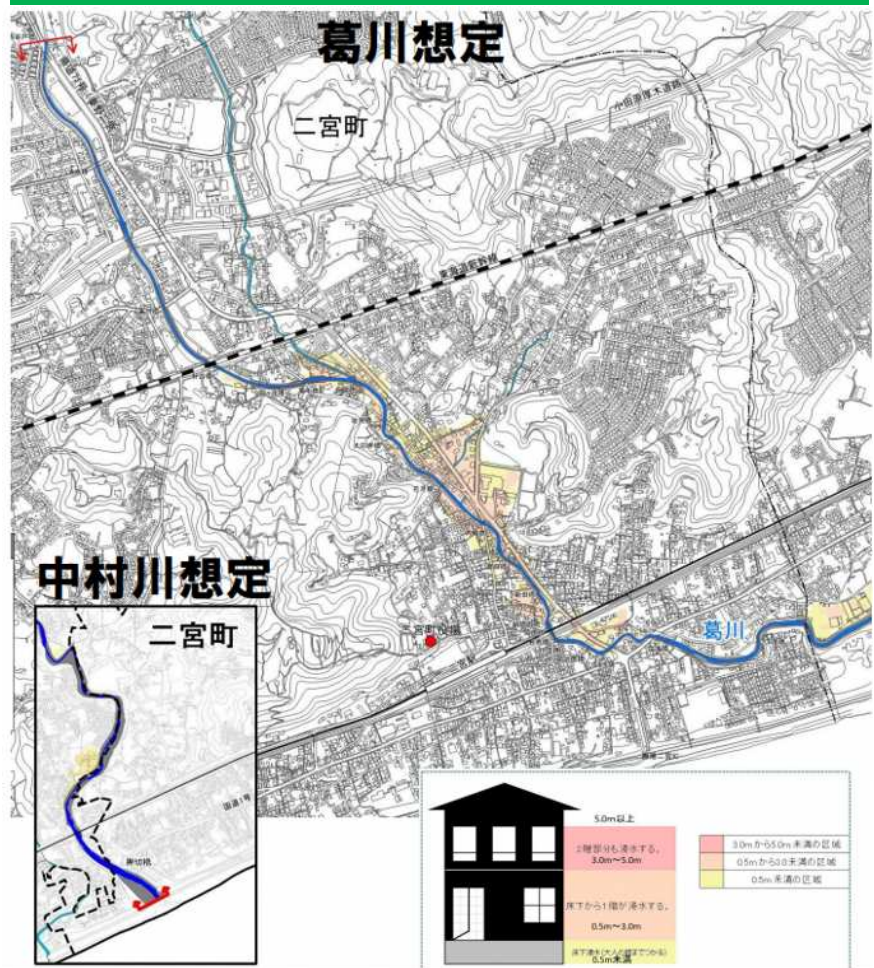
「①計画規模降雨」とは「河川整備の目標とする降雨」のことで、河川の流域の大きさや災害の発生の状況などを考慮して定めるものとされており、県内の一級河川では、概ね100～200年に1回程度の確率、その他の河川では、概ね30～100年に1回程度の確率としている。

※指定の前提となる降雨は葛川、中村川で94mm/時間である。

「②想定最大規模降雨」とは「想定しうる最大規模の降雨」のことで、発生頻度としては、約1,000年に1回程度を想定しており、河川施設整備の水準とする計画規模（大河川で約200年に1回程度）を大きく上回る自然現象を対象としている。



洪水浸水想定区域図「①計画規模降雨」



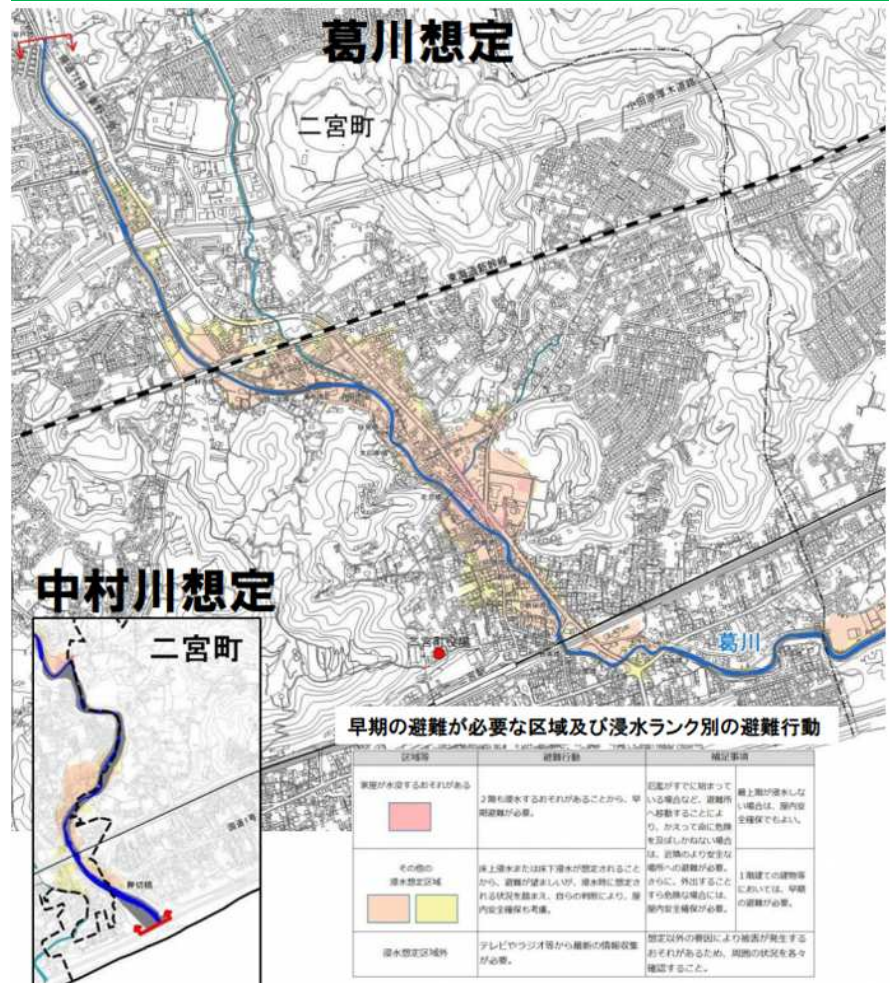
※指定の前提となる降雨:葛川、中村川で、葛川(336mm/24時間、152mm/1時間)、中村川(94mm/1時間)

洪水浸水想定区域図「②想定最大規模降雨」

「①計画規模降雨」では、葛川の影響が大きい。床下から1階が浸水し早期の避難が必要な地域が多数見られる。

一方、「②想定最大規模降雨」では、床下から1階が浸水し早期の避難が必要な地域が拡大している。さらには、2階も浸水するおそれがある地域が一部現れるなど、被害はより大きくなる。

これらの地域には商店街があり、小売業や飲食業が多い。



(土砂災害：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、地域全体にわたって急傾斜土砂災害警戒区域（イエローゾーン）が44ヶ所あり、また、土石流土砂災害警戒区域（イエローゾーン）が8ヶ所ある。さらに土石流土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）が3ヶ所ある。

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）とは、土砂災害が発生した場合に、住民の生命または身体に危害が生じるおそれがある区域として指定されている。この区域では、土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように地域防災計画に定められ、警戒避難体制の整備が図られている。

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）とは、土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害を生じるおそれがある区域として指定されている。この区域では、開発行為の制限、建築物の構造規制や移転勧告等が行われる。

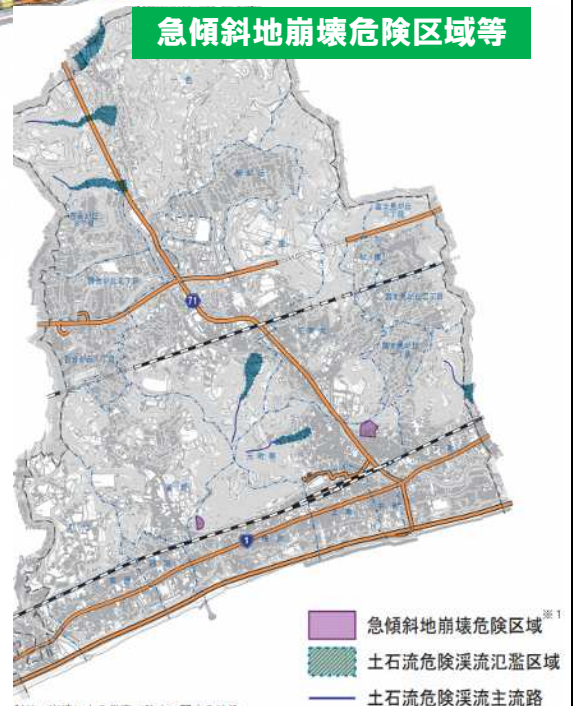
さらに、**急傾斜地崩壊危険区域等**も指定されている。

これらの地域には、小売業やサービス業が多い。また、国道271号の北に所在する緑が丘地区には製造業が多く立地している。

土石災害警戒区域



急傾斜地崩壊危険区域等



※1. 土石災害警戒区域等における土石災害防止対策の推進に関する法律
 ※2. 「急傾斜地の崩壊」「土石流」「地すべり」の3現象を対象

※急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

(地震被害)

二宮町業務継続計画（地震編）によると、想定する地震は、二宮町地域防災計画で位置づけている地震発生の切迫性が指摘され、発生確率が高いとされている**神奈川県西部地震**としている。二宮町の最大震度は6強で、マグニチュード6.7が予想され、以下のような被害が想定されている。

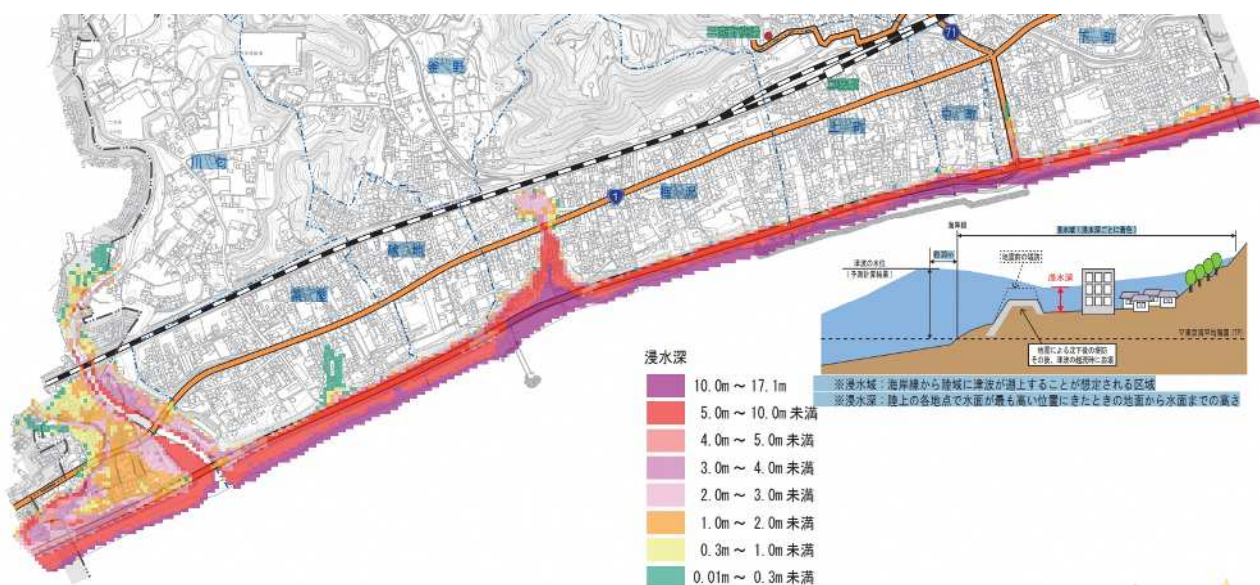
| 被害想定項目 | 被害想定数 |
|-----------|----------|
| 全壊家屋 | 10 棟 |
| 半壊家屋 | 270 棟 |
| 出火件数 | 2 件 |
| 避難者数（1日後） | 450 人 |
| 帰宅困難者数 | 800 人 |
| 停電件数 | 23,390 件 |
| 断水世帯人口数 | 80 人 |
| 通信不能回線数 | 10,070 件 |

※被害想定未記載あり

(津波浸水被害：ハザードマップ)

神奈川県沿岸に最大クラスの津波をもたらすとされる地震の「津波浸水予測図」をもとに、浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)が最大となるよう重ね合わせた最も厳しい条件を想定したものである。なお、最大クラスの津波をもたらすとされる地震の発生頻度は2000～3000年あるいはそれ以上と極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす地震である。

これらの地域は、小売業や飲食業が多い。



(その他)

二宮町は比較的自然災害が少ない地域であるが、過去10年間では平成22年に寒冷前線の発達に伴い葛川が溢水し、地下駐車場の浸水被害があった。また、平成25年には二つ玉低気圧の影響により葛川が溢水し、6軒の床下浸水及び1件の床上浸水等の浸水被害があった。なお、昨今のゲリラ豪雨や台風の影響により、一部道路の冠水被害を受けたことがある。

※台風発生時等における葛川の過去の氾濫状況では、平成22年の葛川の溢水では総雨量120mm、時間最大雨量44mm、また平成25年の葛川の溢水では総雨量143mm、時間最大雨量57mmで被害が発生している。

(2) 商工業者の状況

当町では、「卸売業、小売業」が最も多く、「不動産業、物品賃貸業」、「医療、福祉」、「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」と続いている。商業系の小規模事業者が多いことが特徴の一つである。

なお、同調査で平成26年7月1日と比較すると、公務（他に分類されないもの）を除いた総数は971事業所となっており、2年間で65事業所が減少したことになる。

| | H28.6.1 現在の事業所数 | 構成比率 |
|-------------------|-----------------|-------|
| 農林漁業 | 4 | 0.4% |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | 1 | 0.1% |
| 建設業 | 65 | 7.2% |
| 製造業 | 42 | 4.6% |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 0 | 0.0% |
| 情報通信業 | 3 | 0.3% |
| 運輸業、郵便業 | 5 | 0.6% |
| 卸売業、小売業 | 221 | 24.4% |
| 金融業、保険業 | 10 | 1.1% |
| 不動産業、物品賃貸業 | 141 | 15.6% |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 30 | 3.3% |
| 宿泊業、飲食サービス業 | 93 | 10.3% |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 83 | 9.2% |
| 教育、学習支援業 | 62 | 6.8% |
| 医療、福祉 | 100 | 11.0% |
| 複合サービス事業 | 6 | 0.7% |
| サービス業（他に分類されないもの） | 40 | 4.4% |
| 公務（他に分類されないもの） | 0 | 0.0% |
| 総数 | 906 | 100% |

※二宮町統計書（経済センサス）

※H28は、公務（他に分類されないもの）は調査対象外

★小規模事業者数 772者

(3) これまでの取組

(当町の取組)

◎二宮町における防災の2大目標

目標1：人的被害の軽減（一人の犠牲者も出さない）

目標2：町民生活・活動の安定

◎2大目標を支える5つの視点

①自助・共助による取組の強化

- ②減災思考の導入
- ③正確かつ迅速な情報の収集・提供体制の強化
- ④町と企業・各種団体との連携強化
- ⑤柔軟な災害対応の実施

●地域防災計画の策定

二宮町の防災に関し、町や関係機関が取り組むべき事務や業務について、総合的な運営を計画化したもので、これらを効果的に活用し、地域住民の生命・身体や財産を災害から保護するとともに、災害による被害の軽減を図り、これによって社会の秩序と福祉の確保を図ることを目的としている。

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定により二宮町防災会議が作成したものである。

●防災に関する情報提供

- ①当町は、防災行政無線をはじめ複数の手段を用いて情報を発信している。
（防災行政無線、テレホンサービス、安全安心防災メール、緊急速報メール、ホームページ、Twitter、ハザードマップ、広報車等）
- ②自治会や学校、各種団体等が開催する自主防災訓練や防災講座等に町職員が赴いて、訓練指導やハザードマップの見方、風水害時の行動計画であるタイムライン・マイタイムラインの活用方法、防災対策について講話を行い町民の防災意識の向上に努めている。

（当会の取組）

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの周知及び開催
- ・損害保険会社と連携し、損害保険への加入促進

II 課題

現状では、緊急時や災害時の事業者BCP策定支援の取組は検討中であり、国の施策普及の周知活動程度に留まっており、個別事業者に対する事業継続計画（BCP）策定支援には至っていない。

災害時の地域や小規模事業者等における被害状況の把握、応急復旧に向けた活動や小規模事業者の経営支援の取組、神奈川県や当町との連携強化、保険・共済に対するノウハウの構築など事業継続力強化のための万全な準備と対応が課題である。

III 目標

①事業継続力強化

- ・地域内小規模事業者に対し、災害リスクを認識させ、事業者BCP策定の必要性を周知する。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCPの策定や災害時に実効性のある施策の推進、効果的な訓練等、事業者BCP策定支援を行う。
- ・事業者BCPの策定支援を行った小規模事業者に対してフォローアップを行い、PDCAサイクルを回すことで事業継続力を持続的に強化する。

②災害時の被害状況の把握や応急復旧活動の推進

- ・災害時の被害状況把握の迅速性と正確性を向上するために、当町と当会における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災発生後速やかな復興支援策を実現するために、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

<目標>

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| BCP策定支援事業者数 | 1 | 2 | 2 | 3 | 3 |
| フォローアップ延べ回数 | 0 | 1 | 3 | 5 | 8 |

③その他

- ・本計画に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和3年4月1日～令和8年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

二宮町商工会と二宮町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

①小規模事業者のリスク把握及び啓発

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業の備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。

②広報周知活動

- ・二宮町の「広報にのみや」、二宮町商工会の「商工にのみや」、また両者のホームページ等において、国の施策紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

③事業者BCPの策定支援

- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定及びそれに基づく実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について経営指導員が指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介を実施する。
- ・保険等については、以下のリスクに応じて検討する。
 - ✓財産のリスク：火災・自然災害、地震・噴火等に伴う建物・什器の損害補償、自動車運行に伴う事故の賠償補償
 - ✓休業のリスク：事業主・従業員の休業所得補償、災害に伴う営業損失補償
 - ✓経営のリスク：取引先の倒産に伴う債権回収困難になった場合の備え、事業主・家族・従業員のけが、病気、がん等の備え、廃業・退職後の生活資金積立、従業員の退職金積立
 - ✓自動車のリスク：自動車運行に伴う事故の賠償補償
 - ✓労災事故のリスク：業務災害の管理者賠償責任補償

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、本計画と並行して「令和3年度事業継続（BCP）計画」を策定する（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・神奈川県商工会連合会に専門家派遣を依頼し、小規模事業者を対象とした事業継続力強化計画普及啓発セミナーやBCP計画策定支援、また保険会社等と連携し、災害補償としての損害保険等の紹介等を実施する。
- ・関係機関へBCP計画策定普及啓発ポスター掲示を依頼する。また、近隣商工会や支援機関等とのセミナー等を共催する。

4) フォローアップの実施

- ・事業者BCP策定支援を行った小規模事業者に対して進捗状況を把握する。また必要に応じて中小企業診断士等の専門家によりフォローアップを行い、計画とのズレや課題の解消のための支援をする。

- ・(仮称)事業継続力強化支援協議会(構成員: 当会、当町、神奈川県商工会連合会)を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(令和元年台風第19号や平成23年東日本大震災クラス)が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。また訓練は必要に応じて実施する。

<2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもないが、自分自身の安全確保を第一とする。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後、速やかに職員の安否確認、大まかな被害状況、参集可能人数等の確認を行う。
 ※商工会BCPによりあらかじめ定めた安否確認システムを活用し確認を行う。
 役職員の安否を即座に確認し、非常時連絡網による連絡(安否確認システムと同時に実施)により業務従事の可否確認
- ・安否確認の後、確認結果や大まかな被害状況等を当会と当町で共有する。

2) 応急対策の方針決定

- ・安否確認や、大まかな被害状況等の確認・共有をした時点において、被害状況や被害規模に応じて応急対策の方針を当会と当町で協議、決定する。

| 被害規模 | 被害の状況 | 応急対策の想定 |
|-----------|---|--|
| 大規模な被害がある | <ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・自身の安全確保を優先 ・相談窓口の設置・相談業務 ・被害状況の把握・調査 ・地域の災害対策活動に参加 |
| 被害がある | <ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の設置・相談業務 ・被害状況の把握・調査 ・地域の災害対策活動に参加 |
| ほぼ被害はない | <ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・特別な応急対応は行わない。 |

※被害状況の確認が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

| 時期 | 共有頻度 |
|---------|------------------------------------|
| 発災後～3日目 | 1日に2回共有する(毎日11時・17時) ※2回目は必要に応じて行う |
| 4日目～2週間 | 1日に1回共有する(毎日11時) |
| 3週間～1ヶ月 | 1週間に1回程度共有する |
| 1ヶ月以降 | 1か月に1回程度共有する |

<3. 発災時における連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うた

め、次の仕組みを構築する。

1) 災害対策本部の設置

- 被害状況の把握開始の基準としては、県が災害対策本部（第1次本部体制）を設置し、県（中小企業支援課）が各市町村及び商工会・商工会議所の連絡窓口へ連絡した時とするが、大雨、洪水等の警報が発表され、災害が拡大する恐れがある時は、速やかに応急対策に移行できるよう警戒する。

| 災害対策本部(第1次本部体制)設置基準 | 本部の設置基準 |
|---------------------|---|
| 風水害等 | (1)大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪、高潮警報、特別警報のいずれかが県下で発表され、かつ大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 (2)その他状況により必要があるとき。 |
| 地震災害 | (1)「東京湾内湾」又は「相模湾・三浦半島」に津波警報が発表され又は気象庁が県内最大震度5弱若しくは震度5強を観測発表し、若しくは震度情報ネットワークシステムで最大震度5弱又は震度5強を観測し、若しくは南海トラフ地震臨時情報を発表し、かつ、大規模な災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき。 (2)その他状況により必要があるとき。 |

2) 二次被害を防止するための被災地域活動の決定

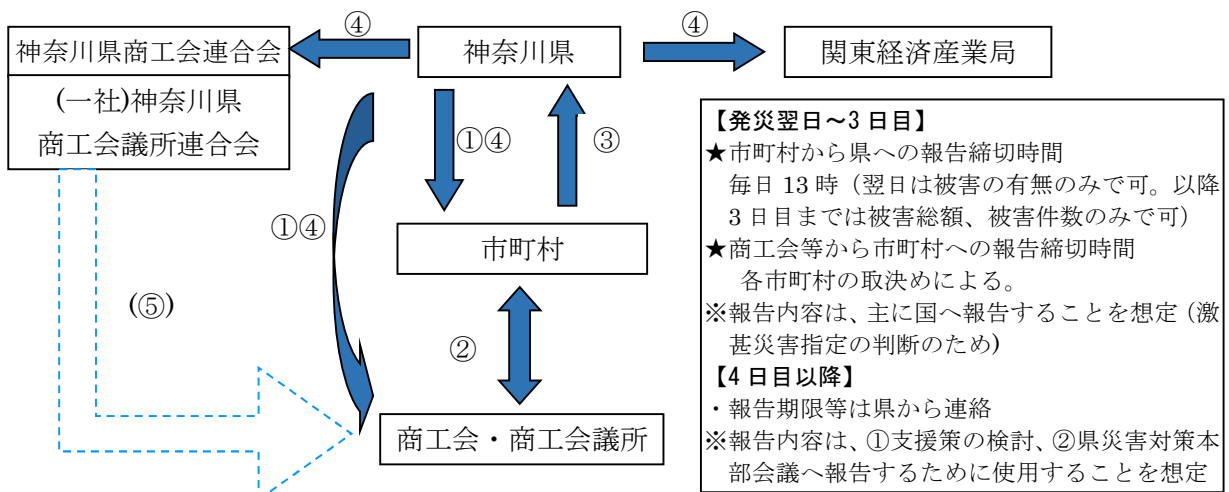
- 二次被害を防止するため、被災地域での活動は被害状況を共有したうえで、災害対策本部等の指示に従い活動方針を決定する。

3) 発災時における被害情報の連絡・共有体制について

※詳細は令和2年1月31日付け企支2472号「発災時における中小企業の被害情報に関する連絡・共有体制の構築について(依頼)」による。

- ①自然災害等による被災、又は甚大な被害が発生する恐れがあり、被害情報を把握する必要がある場合、県(中小企業支援課)は、市町村に被害情報の報告を依頼する。併せて、参考情報として、商工会・商工会議所に市町村に対し、報告依頼をした旨を連絡する。
- ②市町村と商工会・商工会議所は、中小企業の被害情報等を共有する。
- ③各市町村は、商工会・商工会議所と情報共有を行いながら、県内中小企業の被害情報等を報告する。ただし、緊急に把握する必要がある場合等、県が商工会・商工会議所に被害状況を確認することもある。
- ④県は、各市町村からの報告をもとに県内中小企業の被害総額を推計し、国(関東経済産業局)・県災害対策本部会議報告する。併せて、市町村、商工会、商工会議所、商工会連合会、商工会議所連合会ととりまとめ結果を共有する。
- ⑤神奈川県商工会連合会・(社)神奈川県商工会議所連合会は、とりまとめ結果をもとに、商工会・商工会議所に対し、商工会館等の被害状況や必要な支援などについて照会することがある。

【連絡系統・体制図】



- ・ 当会と当町が共有した情報を、神奈川県に指定する方法（※）にて当会又は当町より神奈川県へ報告する。
※県の定める様式により、電子メールで報告するが、電子メールが使えない場合は、代替手段としてファックス等により報告する。
- ・ 当会と当町は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。

4) 商工会非会員の被害情報を収集するための取組

- ・ 神奈川県商工会連合会より提供される新設企業情報や、神奈川県・二宮町と連携するなど、事業者情報を収集し、あらかじめ非会員の名簿を整備する。
- ・ 必要に応じて、信用調査会社等（タウンページ、インターネット検索等含む）を利用し地域小規模事業者の調査を実施し、非会員の名簿を整備する。

<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

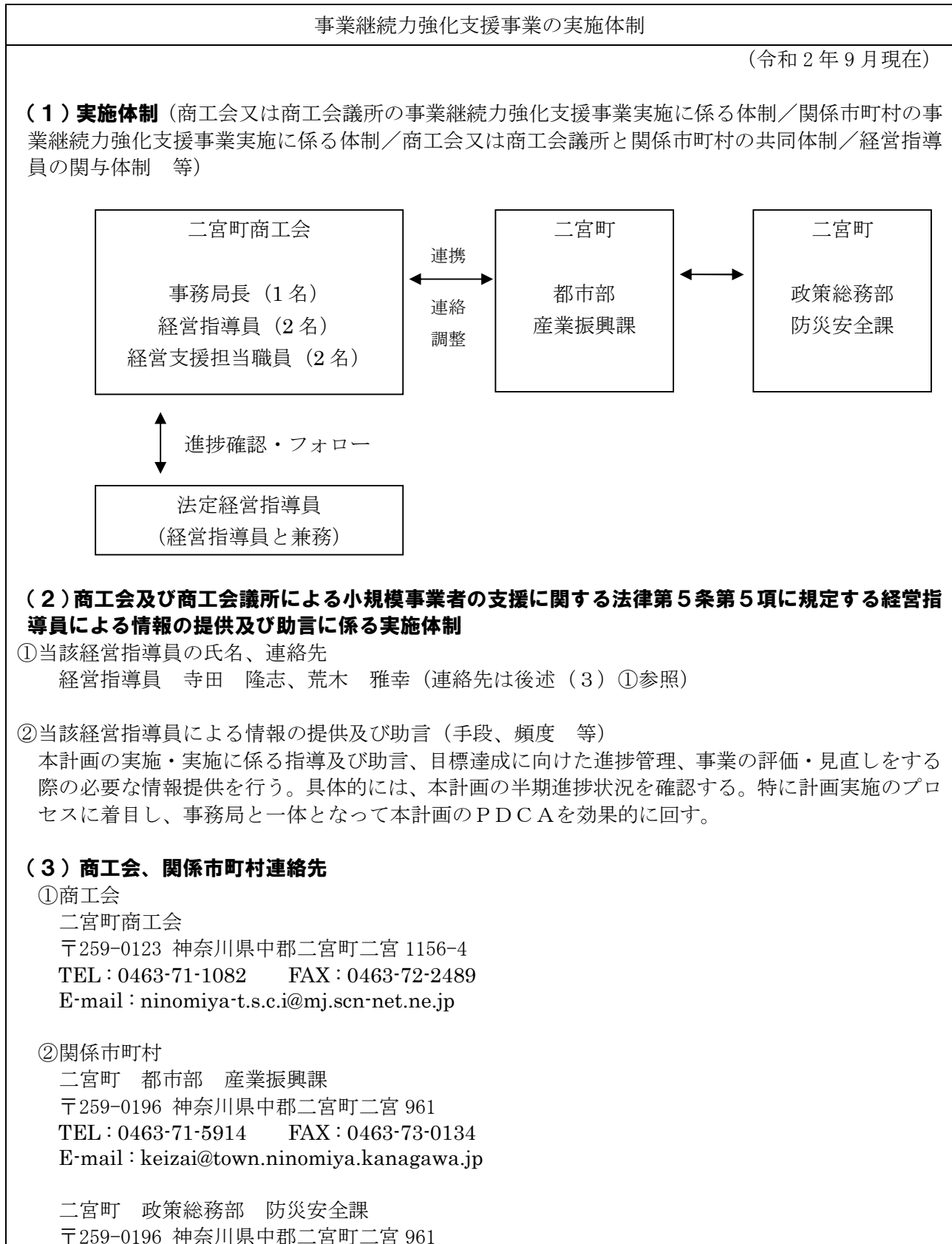
- ・ 相談窓口の開設
当会は、当町との協議のうえ、安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。国・県より相談窓口の開設要請があった場合も同様に相談窓口を設置する。
- ・ 優先する支援業務
商工会BCPに記載のとおり、応急対応時には以下事業を優先して実施する。
①金融支援: 事業継続に不可欠な資金繰り支援等
②共済・保険等の契約状況確認、手続き支援
③労務・税務支援: 雇用や給与等の相談対応等
④意見具申: 地域小規模事業者や地域の状況報告、支援策要望等
- ・ 被災事業者への施策周知
被災事業者施策（国や都道府県、町の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・ 神奈川県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を神奈川県、神奈川県商工会連合会等に相談する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



TEL : 0463-71-3319 FAX : 0463-73-0134
E-mail : bousai@town.ninomiya.kanagawa.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 必要な資金の額 | 530 | 660 | 660 | 790 | 790 |
| 専門家派遣費 | 140 | 270 | 270 | 400 | 400 |
| 協議会運営費 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| セミナー開催費 | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 |
| 通信費 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| 広報費 | 220 | 220 | 220 | 220 | 220 |
| 訓練等対策費 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法 |
|------------------|
| 二宮町補助金、商工会会費収入、等 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

| |
|--|
| 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名 |
| |
| 連携して実施する事業の内容 |
| |
| 連携して事業を実施する者の役割 |
| |
| 連携体制図等 |
| |